

平成28年度当初予算編成要領

1 基本方針について

我が国は、平成17年から1億2,800万人前後で推移していた人口が、平成23年以降減少し続けると同時に、世界的に例を見ない速度で高齢化が進行する人口減少・超高齢社会の到来を迎え、また、経済社会が成熟し、かつてのような経済成長が望めなくなる中、東日本大震災等を契機とした大規模な災害やエネルギー政策への不安の高まりなど、時代の大きな転換期にあると言える。

こうした中、平成27年3月、本県は、県政の総合的な推進のための基本方針である「滋賀県基本構想」を策定し、本県を取り巻く様々な課題に対して、長期的な視点から効果的な施策の展開を図っているところである。

とりわけ、人口減少問題については、生産力や需要の減少、社会保障関係費の増大、介護・医療従事者の不足など、様々な課題が浮き彫りとなる中、人口減少を見据え、人口減少を食い止めながら滋賀の強みを伸ばし、活かすことにより、「豊かな滋賀」をつくっていくことが求められており、基本構想を推進するためのエンジンとして、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定したところである。

このように、時代の大きな転換期を迎えている今、社会の不安を安心に変え、誰もが将来への夢や希望を持ち、新しい価値観のもとに豊かさや幸せが実感できるよう、県政を取り巻く課題の解決に向けた対応を着実に展開していく必要がある。

(1) 本県の財政状況

国の「経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）」においては、「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている一方、「歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また、地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。」とされている。こうした国の地方財政に対する考え方を踏まえれば、景気回復などに伴い、近年県税収入は増加傾向にあるものの、県税収入に地方交付税などを合わせた一般財源の総額については、その伸びを期待することはできない。

また、歳出面においては、人口の高齢化などに伴う社会保障関係費の増加や過去に発行した県債の償還に係る公債費の増加など、県の裁量が効きにくい義務的な経費の増加が見込まれている。加えて、平成36年に開催が予定されている国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備をはじめとする大規模事業が進められていること、またこれまで懸案となっていた公共施設等の老朽化対策を「県有施設活用基本指針」に基づき計画的に実施することなどに伴う多額の財政需要にも対応していく必要がある。

現在、財源調整的な基金残高は一定確保され、臨時財政対策債を除く県債も減少傾向にあるのは、累次にわたる財政構造改革の取組の成果ではあるが、こうした状況を踏まえれば、本県の財政状況は、決して楽観できるものではない。歳入・歳出両面から将来的な財政運営を見据え、複雑化する行政課題への的確な対応が必要となる。

(2) 平成28年度当初予算編成に向けて

平成28年度は、「滋賀県基本構想」および、これを行政運営の面で下支えするための「滋賀県行政経営方針」に基づき、限られた財源の中で、施策を着実に展開していく2年目の予算編成となる。

予算編成に当たっては、基本構想において基本理念として掲げる「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現に向け、国や市町と連携しつつ、県民をはじめとする多様な主体との協働のもと、新たに策定した「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」をエンジンとして、「新しい豊かさ」を創造・追求・具現化すべく、全庁を挙げて果敢に挑戦することとする。

また、課題解決に向けた施策を持続的に展開していくためには、安定的で持続可能な財政基盤を確立することが重要であり、引き続き、歳入・歳出の両面から、財政健全化に向けた取組を進めていくこととする。

2 基本的な考え方について

(1) 7つの重点テーマの設定による戦略的な施策構築

平成28年度は、基本構想の2年目に当たり、諸施策を確実に実施し、目標達成に向けた土台を確かなものとする重要な年度である。

「平成28年度に向けた施策構築について」(平27.8.4付け滋企調第298号知事通知)においては、基本構想に掲げる7つの重点政策に沿ったテーマを設定するとともに、本格的な人口減少社会を迎える中、生産力・需要の減少や社会保障関係費の増大、介護・医療従事者の不足等、様々な課題へ対応するため、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」をエンジンとしながら、施策の重点化を図ることとしている。

施策構築に当たっては、先進性・独自性・有効性・世界性の4つの視点を重視しながら、職員一人ひとりが県益・県民益を念頭に置きつつ、創意・工夫に努めることとする。

(2) 国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)」および「まち・ひと・しごと創生基本方針(平成27年6月30日閣議決定)」に基づき、地方公共団体の地方創生の深化に向けた自主的・主体的な取組を支援する仕組みづくりをはじめとして、本県として注視すべき様々な事項について、議論が進められているところである。

また、本県の長年の悲願であった「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の制定に伴い、琵琶湖が国民的資産として位置づけられ、その保全と再生に向けた取組が、国を挙げて、進められようとしているところである。

国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施策や制度については、時期を逸することなく最大限活用することができるよう取り組むこととする。

(3) 市町との連携強化

人口減少社会への対応や地域振興対策など県政を取り巻く様々な課題の解決を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町との連携強化や適切な役割分担は必要不可欠なものである。

市町とは、日頃より情報共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通して意見交換を行うとともに、その意見については真摯に受け止めるよう努め、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策を実施する場合や制度改正を行おうとする場合には、対話を重ね、理解を得ることに努めることにより、施策を着実に実行することができるよう取り組むこととする。

(4) 多様な主体との協働・連携

今後、ますます複雑化・高度化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめとして NPO、企業、大学など、多様な主体と協働していくことが重要となる。

こうした多様な主体と対話を重ね、共感を生み出し、それぞれの特性や強みを活かしながら、協働・連携することにより、本県が直面する様々な課題の解決に向け、取組を進めることができるよう努めることとする。

なお、多様な主体との協働・連携を進めるに当たっては、県民に「開かれた県政」の推進が不可欠であり、予算編成の各段階における情報を積極的に発信することにより、予算編成過程の透明化に引き続き取り組むこととする。

(5) 部局間連携の徹底

「地域のことは、地域自らの権限と責任において決める」という地方分権改革を自ら担う姿勢のもと、課題に即して県庁機能を縦割り行政から横つなぎによる総合行政への転換を徹底する必要がある、平成28年度の施策構築に当たっても、関係部局が連携して横断的な取組を推進することとしている。

予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、関係部局が共通の目標を持ち、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むとともに、類似施策の重複を排除し、効率的かつ効果的な施策を展開することができるよう、組織の持つ力を最大限に発揮していくこととする。

(6) 財政健全化の推進

行政経営方針においては、「対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現」を経営理念として掲げるとともに、「質の高い行政サービスの提供」を経営方針の一つとして据え、県民ニーズに即した施策の展開や質の高い行政サービスの安定的な供給を図るため、持続可能な財政基盤づくりに取り組んでいるところである。

こうした中、「最少の経費で最大の効果」が得られるよう、職員一人ひとりが、常に、高いコスト意識を持ち、県民ニーズなどに照らして、無駄を省き、見直すべきものは見直した上で、課題解決に向け創意・工夫を行うことが重要となる。

予算編成に当たっては、本県財政が置かれている状況を認識した上で、県の果たすべき役割や施策の緊急度・重要度、効果の発現時期、さらには今後の財政に与える影響などを十分に見極め、限られた財源を県民や将来の滋賀にとって真に必要な施策に対して重点的・効果的に配分することができるよう、行政経営方針に基づき、「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」や「選択と集中による投資的経費の重点化」などに取り組むことにより、持続可能な財政基盤の確立に向け、財政健全化の取組をより一層進めることとする。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠については、平成27年度当初予算額を基礎として、「重点化特別枠」対象事業や当然増減事業等に係る経費を踏まえるとともに、収支フレーム全体を勘案して設定する。

こうしたことから、各部局にあっては、配分される予算要求枠の範囲内で、優先順位を厳しく見極めるとともに、「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」や「選択と集中による投資的経費の重点化」を図りながら、引き続き内部事務経費の節減に努めるなど、経費についても十分精査の上、見積を行うこととする。併せて、県債の充実に当たっては、後年度の負担となることを十分に認識した上で、適切に見積もることとする。

また、次の事項に特に留意すること。

- (1) 基本構想に基づき、先駆的、戦略的な取組を推進するため、次に掲げる重点テーマに沿って取り組む具体的施策のうち、政策課題協議を了したものについては、「重点化特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

☆重点テーマ

- ①子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現
- ②すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現
- ③滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造
- ④琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現
- ⑤豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信
- ⑥「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造

⑦人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

- (2) 県有建築物については、「県有施設利活用基本指針」に基づきファシリティマネジメントの取組を計画的に推進しているところであり、建築物において実施する次に掲げる事項については、「長寿命化等推進特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

☆対象項目

①長寿命化対象施設について

「長期保全計画」に基づく予防保全工事

②長寿命化対象施設以外の施設について

「公共施設等の老朽化に係る知事との課題協議」において実施を認められた更新・改修工事

- (3) 県の会館等公共施設を含む大規模な事業については、既存施設の有効活用を十分検討することとし、既に着手済みのもの、(2)の「長寿命化等推進特別枠」により実施するもの、および取組が具体化しているもので知事との協議を了し事業実施の方針が決定されているもの以外は、要求を認めないこと。

- (4) 行政経営方針に基づき、職員一人ひとりの意識を改革し、斬新で自由な発想を活かすため、「施策提案」および「キラリひらめき改善運動に係る改善提案」の実施に向けた今後の取扱いについて（平 27.9.17 付け滋人第 794 号、滋経企第 109 号総務部長通知）による協議を了したのものについては、各部局に配分する予算要求枠とは別に所要の予算額を要求できるものとする。

- (5) 国の経済危機対策関連予算等を活用して設置した基金については、その趣旨を踏まえ、設置期限内に計画的に事業を実施することができるよう、適切に見積もること。

- (6) 琵琶湖森林づくり県民税を広く有効に活用するため、その充当事業については、「平成 28 年度琵琶湖森林づくり事業の実施について（平 27.10.20 付け滋森政第 900 号琵琶湖環境部長通知）」による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し、見積もること。

なお、当該事業を実施する場合における平成 28 年度の予算要求枠の取扱いについては、別途協議することとする。

- (7) マザーレイク滋賀応援寄附を有効に活用するため、その充当事業については、「マザーレイク滋賀応援寄附にかかる事業充当について（平 27.8.20 付け滋企調第 321 号総合政策部長通知）」による協議を了している事業とし、当該寄附の趣旨を十分に踏まえ、精査し見積もること。

なお、当該事業を実施する場合における平成 28 年度の予算要求枠の取扱いについては、別途協議することとする。

- (8) 行政経営方針に基づき、歳入確保に積極的に取り組むこととし、ネーミングライツ等の増収対策に取り組むもの（未利用県有地の売却を除く）については、当該増収相当額を、別途必要な事業に充てることのできるものとする。

4 留意事項について

- (1) 政策的な経費については、後年度負担、類似事業との均衡等、また、その他の経費については、内部事務経費の徹底した節減など、全体の財源不足へ対処し本県財政の健全性を確保する観点から調整を行うこととする。

また、各部局にあっては、効率的な仕事ができる環境づくりを進めるため、創意工夫を凝らすことにより、資料作成や協議の効率化など予算編成事務の一層の負担軽減・効率化に努めること。

- (2) 税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向を見極めながら、その詳細が判明次第、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。

特に、国における制度の創設・変更等の動向を見極め、各部局が連携し、効果的な施策展開が図れるよう、予め戦略の検討を進めること。

その上で、詳細が判明次第、県予算への影響を踏まえ、必要な対応を実施することとなるので留意すること。

- (3) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したものの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。

- (4) 県有施設や印刷物等への広告掲載やネーミングライツ、自動販売機の設置に係る公募制の導入、外部資金の導入など、歳入確保対策により一層積極的に取り組むこと。

- (5) 特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりの創意・工夫により、行政課題の解決や県民サービスの向上を図ることを目的として実施している「一緒にやりましょうプロジェクト」は、行政経営方針に掲げる「県民との対話と共感・協働の実践」にもつながることから、より一層積極的に取り組むこと。

5 その他

- (1) 予算見積書の提出期限は、11月18日（水）とする。
- (2) 職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。
- (3) その他必要な事項等については、別途通知する。